

岡山県海面漁業調整規則第 15 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定により  
知事が指定する漁業

漁業の名称	漁業種類及び地方名称	備考
小型機船底びき網漁業	手繰第 2 種漁業 えびこぎ網漁業、あみこぎ網漁業、べいかこぎ網漁業、なまここぎ網漁業、自家用餌料びき網漁業	岡山県内に住所又は漁業根拠地を有する者に対する許可に限る。
	手繰第 3 種漁業 えびけた網漁業、貝けた網漁業、なまこけた網漁業、そろばんこぎ網漁業、戦車こぎ網	
	その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	
機船船びき網漁業	いかなご船びき網漁業、いか船びき網漁業、いわし船びき網漁業、さわら船びき網漁業、さより船びき網漁業	
小型まき網漁業	小型まき網漁業	
ごち網漁業	ごち網漁業	
袋待網漁業	いかなご袋待網漁業、いか袋待網漁業、まながつお袋待網漁業、餌料いわし袋待網漁業	
さし網漁業	さわら流網漁業、まながつお流網漁業、あじ流網漁業、さっぱ流網漁業、さより流網漁業、きす流網漁業、囲さし網漁業、かにさし網漁業、さっぱさし網漁業、狩さし網漁業、雑魚さし網漁業、げたさし網漁業	
つばなわ漁業	たこつばなわ漁業、いいたこつばなわ漁業、はぜつばなわ漁業、うなぎつばなわ漁業	
かごなわ漁業	あなごかごなわ漁業、いかかごなわ漁業、かにかごなわ漁業	
はえなわ漁業	たいはえなわ漁業、はもはえなわ漁業、あなごはえなわ漁業、うなぎはえなわ漁業	
ひき釣漁業	さわらひき釣漁業、すずきひき釣漁業、ひらめひき釣漁業、たちうおひき釣漁業	
えむし掛漁業	えむし掛漁業	
固定式さし網漁業	しらうお固定式さし網漁業	
地びき網漁業	雑魚地びき網漁業	
潜水器漁業	たいらぎ潜水器漁業、みるくい・なみがい潜水器漁業	
ほこ突漁業	点火ほこ突漁業	
まきえ釣漁業	まきえ釣漁業	
しば漬漁業	しば漬漁業	